

一宮市住宅マスタープラン

～住み続けたいまち・住んでみたいまち・人々が生き生きと暮らせるまち～

概要版



平成25年3月

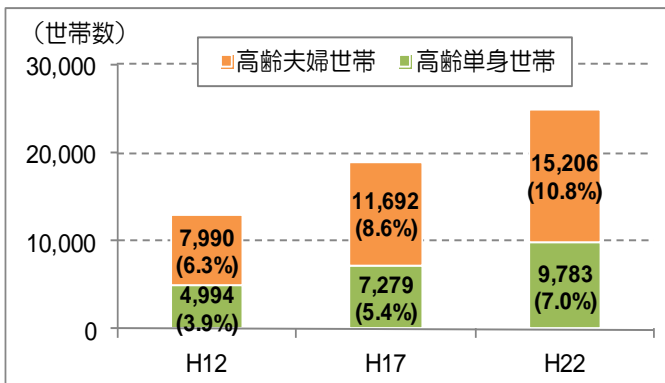
一宮市

1 住宅マスタープランとは？

■住宅マスタープランをなぜ定めるの？

「一宮市住宅マスタープラン」は、今後の一宮市の住宅政策の基本的な方向を定め、それに基づき具体的にどのような取組みを進めるかを示すものです。

一宮市では、平成 15 年に住宅マスタープランを策定し、平成 24 年を目標に、計画に位置付けた取組みを進めてきました。しかし、その後、さらに急速に少子高齢化や単身世帯の増加が進み、また、東日本大震災の教訓を踏まえ、住まいの安全・安心確保の必要性が増大するなど、私たちの住まいを取り巻く状況が変化しています。



資料：国勢調査 () 内は総世帯数に占める割合

お年寄りの一人暮らしや夫婦世帯が年々増加しています。お年寄りが安心して住み続けられるとともに、若い世代にも住みたいと魅力を感じてもらえることが、これからの一宮市の住まい・まちづくりにおける課題のひとつです。

このような状況を踏まえ、「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」「人々が生き生きと暮らせるまち」をめざして、住まいとまちづくりについての基本計画となる新しい住宅マスタープランを策定しました。

■住宅マスタープランの役割とは？

良好な住まい・まちづくりへ向けての施策は、住宅自体の良好な建設、維持、改善のみでなく、安全・安心な市街地環境、うるおいと賑わいのあるまちづくりなど住生活を取りまく都市環境の整備や保全、さらにはコミュニティの育成、社会的な基盤の整備など、幅広い分野にわたります。本マスタープランでは、市がこれから行う幅広い施策の方向性を定めるものです。

また、住まい・まちづくりに関する各種の事業、制度の概要や、公共、民間における各種の取り組みの実態などは、広く市民や民間事業者に共有されてこそ効果を生ずることから、住まい・まちづくりに関する情報発信も、本マスタープランの役割のひとつと位置づけています。

目標年次：平成 34 年度（2022 年度） 計画期間：平成 25 年度～34 年度の 10 年

2 こんな住まい・まちづくりをめざします

【一宮市の住まい・まちづくりの基本理念】

住み続けたいまち・住んでみたいまち 人々が生き生きと暮らせるまち

基本理念の背景

■住み続けたいまち・住んでみたいまち

一宮市は名古屋市の近傍に位置し、都市内外を結ぶ公共交通機関が充実している点が特色として挙げられ、人口は継続的に増加の傾向にあります。しかし、近い将来には人口は減少へと転じ、少子高齢化の進展が加速することが想定されています。こうした状況のなかで、一宮市の立地特性や魅力を活かし、都市の持続的な活力を維持し、活気ある住まい・まちづくりを進めていくことが必要となります。

そのためには、災害時や日常生活時における住まい・まちの安全・安心を確保することが不可欠であり、かつ一宮市の特色を活かした魅力ある住まい・まちづくりを進めていくことが重要となります。以上を踏まえ、市民にとって「住み続けたい」と実感できるまち、また市外の方に「住んでみたい」と思えるまちを目指していきます。

■人々が生き生きと暮らせるまち

「住み続けたいまち・住んでみたいまち」の実現にあたっては、市民・民間事業者・公共（行政）の協働のもと住まい・まちづくりを進め、市民が地域に愛着を持ちながら豊かなコミュニティを形成していくことが必要となります。

また、本市は公共交通の利便性に恵まれた中心市街地や、緑が豊かな田園地域、歴史性や木曾川の美しい景観など、多様な資源を持つ都市であることから、若い世代からお年寄りまで、多様なライフスタイルに合った暮らし方が実現できるポテンシャルを持っています。このような本市の特色を強みとして活かし、「人々が生き生きと暮らせるまち」の実現を目指していきます。

基本理念「住みたいまち・住んでみたいまち・人々が生き生きと暮らせるまち」を実現していくにあたり、具体的に以下の5つの目標を設けます。

基本理念

住みたいまち・住んでみたいまち・人々が生き生きと暮らせるまち

基本目標1 安全・安心の住まい・まちをつくる

住みたい、住んでみたいと思えるまちの基礎となるキーワードは、「安全・安心」です。災害に強く防災・防犯に対して人々の目が届くコミュニティ豊かな住まい・まちづくり、また、住宅の取得が困難な人たちにとって住み続けられる住まい・まちづくりを目指します。

基本目標2 さまざまな世代が生き生きと暮らす 住まい・まちをつくる

高齢者、子育て世代などさまざまな世代がもつ、さまざまなニーズに対応するとともに、多くの世代が互いに助けあい、活発に交流しあう住まい・まちづくりを目指します。

基本目標3 人と環境にやさしい、歩いて暮らせる 住まい・まちをつくる

公共交通機関の利便性を生かしながら、環境への負荷が低く、住まい手も快適な生活を送れる住まい・まちづくり、また、身近な暮らしのなかで必要な所に無理なく行ける機能を確保する住まい・まちづくりを目指します。

基本目標4 一宮らしさをもった個性豊かな 住まい・まちをつくる

地場産業との共存や、まちなか居住、田園居住など、一宮の特徴を活かした住まい・まちづくり、また、地域の自然、歴史、生活文化などの魅力を感じ、誇りと愛着をもって暮らせる住まい・まちづくりを目指します。




基本目標5 住まい・まちづくりの情報を発信する

ニーズに合った住宅・宅地の取得や供給に関する情報の提供、すなわち基本目標1～4の実現へ向けて、「住まい・まちづくり」の情報が得やすいまち、暮らしの意識が高いまちを目指します

■基本目標・方針と施策の一覧

基本方針	具体的施策
基本目標 1 安全・安心の住まい・まちをつくる	
基本方針 1 住宅の耐震性の向上 	①耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度の利用促進 
	②耐震診断・耐震改修の普及・啓発活動の実施 
	③市営住宅における耐震改修 
基本方針 2 市街地の防災性の向上	①災害に強い都市施設の整備・改善 
	②災害に強い土地利用の規制・誘導 
基本方針 3 住まい・まちの防犯性向上	犯罪防止に役立つ住宅や市街地の整備・改善  
基本方針 4 安全・安心に関わるコミュニティの育成	住民組織の強化・地域における防災拠点づくり 
基本方針 5 老朽住宅の長寿命化及び適切な建替えの推進	①老朽公営住宅の長寿命化及び適切な建替えの推進 
	②老朽民間住宅の建替え促進に向けた支援 
基本目標 2 さまざまな世代が生き生きと暮らす住まい・まちをつくる	
基本方針 1 市営住宅において多様な世代が暮らすことができる施策の展開	①増加する高齢者世帯への対応 
	②子育て世帯の受け入れ促進に向けた支援 
	③多世代が共に暮らす良好なコミュニティの形成 
基本方針 2 民間住宅における多様なスタイルの住宅供給の促進 	①高齢者、子育て世帯向け民間賃貸住宅の供給促進に向けた支援 
	②高齢者や障害者にやさしい住宅の供給促進に向けた支援 
	③多様な住まい方に対応した住宅の供給促進に向けた研究 

基本方針	具体的施策
基本目標3 人と環境にやさしい、歩いて暮らせる住まい・まちをつくる	
基本方針1 暮らしやすいコンパクトな 住まい・まちづくり	①中心市街地におけるまちなか居住の促進  
	②公共交通軸や地域生活拠点を中心とした コンパクトなまちづくり  
基本方針2 人と環境にやさしい住まい・まちづくり  重点施策	①公共施設等におけるバリアフリー化の促進  
	②環境にやさしい住宅の普及促進 や公共施設の整備促進  
	③省エネ住宅等先導的な住宅供給の啓発 
基本目標4 一宮らしさをもった個性豊かな住まい・まちをつくる	
基本方針1 農住共存の住まい・まちづくり	広がりある自然と農用地の眺望景観の保全 
基本方針2 住工共存の住まい・まちづくり	住工が共存する地域における居住環境の向上 
基本方針3 地場産業、文化、歴史を活かした 住まい・まちづくり	①住宅建設における地域産材の利用促進 
	②地域の個性を活かしたまちづくり  
基本目標5 住まい・まちづくりの情報を発信する	
基本方針1 専門家の知識・経験の活用	住まいに関する相談体制の充実 
基本方針2 住民主体の住まい・まちづくり情報の発信	住民主体の住まい・まちづくり活動の支援 
基本方針3 住まい・まちづくりに関わる 情報発信  重点施策	①防災に関する情報提供の充実 
	②官民協働による情報発信 

	よりよい住まいづくりへ向けての施策		重点的に取り組む施策
	よりよい居住環境づくりへ向けての施策		

3 みんなで担う、住まい・まちづくり

公共の役割

公的主体（県、市等）は、低所得者などの社会的弱者に対する住宅供給や、先導的な施策の実施による市場の誘導を行うほか、民間による良好な住宅建設・管理を誘導し、市場の活性化を図るために相談・指導、補助施策に対する情報提供・支援を行うことが責務です。

また、良好な居住環境の整備・確保のために市民が自ら行う規制・誘導方策を支援する役割があります。

- 公営住宅等による社会的弱者の支援
- 住宅の維持保全の促進
- 先導的事業及び各種支援策による市場の誘導
- 市民、事業者の支援
- 住環境整備
- 土地利用の規制・誘導



公共（県・市など）

公的住宅の建設と維持・都市基盤の整備・法令に基づく規制や誘導・市民や民間事業者の取り組みの支援、助成・情報発信

協働

市民

良質な住宅づくり・まちづくりへの主体的な取り組み・ルールづくり

民間事業者（企業・NPO など）

良質な住宅と宅地の供給・住まいづくりのコーディネート・情報発信

市民の役割

市民は良好な住まい・まちづくりへ積極的に参加して、良質な持ち家や賃貸住宅の建設に努めるとともに、適切な維持管理を継続する役割があります。

- 住まい・まちづくりへの主体的取り組み
- 住宅の継続的な維持・管理



民間事業者の役割

民間事業者は、良質かつ多様なタイプの分譲・賃貸住宅の供給を図るとともに、市民が良質な住宅を確保し、良好に維持管理できるように専門的立場から助言・支援する役割があります。

- 住まい手の立場に立った住宅市場の活性化
- 相談・調整機能
- 多様な選択のできる住宅・宅地の供給



一宮市住宅マスタープラン 概要版

発行 一宮市建設部建築住宅課

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5-6 電話：0586-28-8100（代表）

ホームページアドレス <http://www.city.ichinomiya.aichi.jp/>

E-mail kenju@city.ichinomiya.lg.jp